

5 医療・福祉・生活に関する支援

<医療費負担の軽減>

制度	内 容	問合せ先
第三者行為による傷病届等	健康保険証の発行機関に「第三者行為による傷病届」等を提出することで、被害による治療を保険適用で受けることができます。	各健康保険証の発行機関
高額療養費制度	健康保険による自己負担額が、一定額を超えた場合、超えた金額の払い戻しが受けられます。	
高額療養費の貸付(立替)制度	当座の医療費の支払いに困る場合、申請により高額療養費の8割相当額を貸付します。	
限度額適用認定証の利用	高額な医療費がかかる場合、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関などの窓口に提示すると、ひと月の支払額が自己負担限度額までになります。	

<福祉・生活に関する制度>

制度	内 容	問合せ先
ひとり親福祉	母子・父子家庭について、生活や住宅資金等の貸付、医療費助成、就業支援などの支援を受けることができます。	お住まいの市町村役場 (犯罪被害に関する総合的対応窓口) ※P30~31
児童福祉	児童について、各種手当の受給、医療費の助成、就学等の援助、その他生活支援などの支援を受けることができます。	
障害者福祉	障害者について、各種手当の受給、医療費の助成、就労の援助、その他訪問介護やデイサービスなどの支援を受けることができます。	

医療・福祉・生活に関する支援

<福祉・生活に関する制度>

制度	内 容	問合せ先
高齢者福祉	高齢者について、訪問介護、デイサービスや施設入所等の支援を受けることができます。	お住まいの市町村役場 (犯罪被害に関する総合的対応窓口) ※P30～31
生活保護	生活困窮からの自立を促すために、その困窮の程度に応じて、生活扶助や医療扶助などの必要な保護を受けることができます。	
公営住宅の入居	公営住宅の入居について支援を設けている場合があります。	
貸付金制度	収入が無くなったまたは減少して低所得となった世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対しては、無(低)利子での生活福祉資金貸付制度があります。	お住まいの市町村社会福祉協議会
県営住宅の入居	犯罪被害により自宅に住むことが困難になった方への支援があります。 ・県営住宅の入居案内 ・県営住宅の抽選優遇	埼玉県防犯・交通安全課 (分室) ※P25
税法上の救済制度	被害にあわれた方にも個人住民税の計算において適用される所得控除があります。 ・雑損控除 ・医療費控除 ・障害者控除 ・寡婦(寡夫)控除 ・ひとり親控除	最寄りの税務署

<地方自治体の見舞金支給制度等>

一部の地方自治体(市町村等)では、見舞金支給制度、日常生活等支援制度を設けています。対象となる犯罪被害や支給要件等については各自治体によって異なりますので、詳しくは各自治体のホームページ等でご確認ください。

例【見舞金支給制度】

遺族見舞金、重傷病見舞金(療養期間1か月以上、かつ、入院3日以上を要する負傷等)、性犯罪被害見舞金(不同意性交等罪の既遂被害等)

【日常生活等支援】

家事・介護、一時避難費用、弁護士相談等の支援

<犯罪被害者支援総合的対応窓口>

市町村の「犯罪被害者支援総合的対応窓口」では、医療・福祉サービス、生活相談の案内などの支援が受けられます。